

令和5年度 定期総会結果報告

令和5年度定期総会が、去る5月31日午後2時から開催されました。
本人出席は84名（役員含む）、委任状による出席は1491名でした。

令和5年度
副会長 横田 高人

議案	概要	結果
【第1号議案】 令和4年度一般会計・特別会計決算の件	一般会計は約2億9998万円の赤字予算を組んでいたが、当期収入は予算を上回る合計約13億4838万円を計上し、当期支出は合計約13億0063万円となり、単年度収支は約4774万円の収入超過となった。この結果、前年度からの繰越金約10億2478万円が当該超過分増加し、令和5年度に約10億7253万円を繰り越すこととなった。収入には、令和2年度に支出した強制執行停止の申立てに係る担保金が、当会が控訴審で勝訴するとともに相手方の上告受理申立が受理されなかったことにより返還される3000万円を含む。	圧倒的賛成多数により 可決承認
【第2号議案】 令和5年度一般会計・特別会計予算案の件	一般会計の予算規模は24億1354万円(当期収入予定13億4100万円、繰越金10億7253万円、支出予定16億2883万円)である。単年度では、2億8783万円の赤字予算である。	圧倒的賛成多数により 可決承認
【第3号議案】 令和6年度4・5月分 一般会計・特別会計暫定予算案の件	一般会計及び特別会計について、令和5年度予算の2か月分を令和6年4・5月分の暫定予算とする。なお、会計規則第16条第2項(改正令和3年2月9日規則第4号)に基づき、「災害その他やむを得ない事由により定期総会を5月に開くことができないときは、暫定予算の額の2分の1に相当する額をもって6月から定期総会で予算が議決される月までの各月分の暫定予算とする」旨を付記している。	圧倒的賛成多数により 可決承認
【第4号議案】 業務システムリプレイス実施の件	当会の事務局がその業務遂行のために使用している現行の業務システムは、2006年に稼働した基幹システムのほか、複数のシステムによって複合的に構成されているため、人手のかかる非効率的な構造となっている。これについて、入札等により、適切な開発ベンダーを選定し、複数併存している各種システムを統合し、古いシステムを新しいシステムに置き換える(リプレイスする)。	圧倒的賛成多数により 可決承認
【第5号議案】 綱紀委員会委員選任の件	法定委員会である綱紀委員会委員について、任期満了に伴う再任及び新任委員を選任する。	圧倒的賛成多数により 可決承認
【第6号議案】 第5号議案において選任された委員がその選任後任期満了までに欠けた場合の補欠選任について常議員会に一任する件	第5号議案において選任された綱紀委員会委員が任期満了までに欠けた場合、その都度総会を開催することは現実的でないため、その選任を常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により 可決承認
【第7号議案】 災害その他やむを得ない事由により、令和5年度の臨時総会が令和6年1月までに、また、令和6年度の定期総会が5月に開くことができないときは、当会資格審査会委員及び予備委員、綱紀委員会委員及び予備委員並びに懲戒委員会委員及び予備委員の選任を常議員会に一任する件	災害その他やむを得ない事由を理由に、定期総会または臨時総会が当初の予定時期より延期して開催された場合、綱紀・懲戒・資格審査会の委員及び予備委員の選任ができず、法定委員会の開催に影響を及ぼすこととなる。そのため、定期総会または臨時総会が順延された場合に限り、前記委員会委員の選任を常議員会に一任する。	圧倒的賛成多数により 可決承認
【第8号議案】 刑事訴訟法における「再審」に関する規定に関し、証拠開示及び検察官による不服申立ての禁止に係る規定を新設する法改正を求める決議の件	以下を趣旨とする上記決議の審議 当会は、国に対し、現在の再審手続きの実情及び刑事訴訟法上の再審に関する規定の問題点を踏まえ、 ①再審請求手続における証拠開示、及び、 ②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止に係る規定を新設する法改正を速やかに行うよう求める。	圧倒的賛成多数により 可決承認
【第9号議案】 選挙会規一部改正の件	選挙会規を改正し、①選挙人名簿作成基準日の変更、②不在者投票の開始時刻及び終了時刻の変更を行う。 ①選挙人名簿作成基準日の変更 当会の役員等選挙と日弁連会長選挙の双方が実施される際、いずれも選挙期日の40日前を基準日とした選挙人名簿に基づいて行われているところ、本年6月の日弁連定期総会において、日弁連会長選挙の選挙人名簿の基準日を選挙期日の45日前に変更する旨を審議する予定となった。ついては、選挙事務の煩雑化や選挙人の混乱を防止するため、当会の役員等選挙についても選挙人名簿の基準日を選挙期日の45日前に変更する。なお、日弁連定期総会での審議結果を踏まえて改正提案すべきではあるが、次回選挙までに改めて総会を招集することは合理的ではないため、当会が先行して改正し、日弁連定期総会での審議結果を受けて施行することを可能にするため、施行日を「常議員会の定める日」とした。 ②不在者投票の開始時刻及び終了時刻の変更 投票率の向上等を目的とした郵便投票の要件緩和等により、郵便投票件数の激増と期日投票や不在者投票の件数の減少が生じ、その傾向はコロナ禍でさらに顕著になった。郵便投票件数の激増に伴い、要件審査や発送など選挙事務の負担も増大しており、当該事務に人的・時間的資源を振り向けるため、利用者数が減少した不在者投票の投票時間を縮小するものである。	圧倒的賛成多数により 可決承認
【第10号議案】 第9号議案で議決された選挙会規の一部を改正する会規の施行の日の定めを常議員会に一任する件		圧倒的賛成多数により 可決承認
【議決権数(午後2時00分現在)】	総議決権数 1575 ・弁護士会員 84 (含役員 9)、委任状 1491	